

大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会（第9回）
表大雪地域/東大雪地域合同会議

日時：令和7年6月26日（木）
10:00～12:00（予定）
場所：せんとぴゅあⅡ
（オンライン併用）

次 第

1. 開会

2. 議事

- （1）登山道等の協働型管理の課題整理について
- （2）「登山道ビジョン」作成の試みについて
- （3）大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアルについて

3. 報告事項

- （1）令和7年度登山道整備・維持管理実施予定（環境省）
- （2）2025年度の登山道調査予定（北海道大学 渡邊 悌二名誉教授）
- （3）2025年 大雪山における調査計画
（北海道大学大学院農学研究院 愛甲 哲也教授）

4. その他

5. 閉会

【配付資料】

次第・出席者名簿

資料 1 大雪山国立公園ビジョンに基づく登山道等の協働型管理
(課題整理)

資料 2 「登山道ビジョン」作成の試みについて

資料 3 大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアル
(案)

資料 4 令和 7 年度登山道整備・維持管理実施予定(環境省)

資料 5 2025 年度の登山道調査予定(北海道大学 渡邊 悌二名誉教授)

資料 6 2025 年 大雪山における調査計画
(北海道大学大学院農学研究院 愛甲 哲也教授)

参考資料 大雪山国立公園連絡協議会表大雪地域登山道維持管理部会及び
東大雪地域登山道維持管理部会規約

令和7年6月26日

大雪山国立公園連絡協議会 登山道維持管理部会（第9回）
表大雪地域/東大雪地域合同会議 出席者名簿

【構成員】

分野	名称	出席者（敬称略）	備考
関係行政機関	上川中部森林管理署	地域林政調整官 大谷 数久 総括森林整備官 加藤 和宏 地域統括森林官 秋元 郁弥	会場
	上川南部森林管理署	森林情報管理官（管理） 内藤 朝子 総務グループ（管理） 田辺 結葉	ウェブ
	北海道上川総合振興局	環境生活課 主査（山岳担当） 中島 浩之	会場
	富良野市	商工観光課 観光係 早川 佳尋	ウェブ
	上川町	産業経済課 主事 渡辺 光貴 主事 合佐昆 陵汰	会場
	東川町（旭岳ビジターセンター）	所長 田渕 浩	ウェブ
	美瑛町	—	欠席
	上富良野町	企画商工観光課 主事 五十嵐 圭飛	ウェブ
	南富良野町	—	欠席
	十勝西部森林管理署 東大雪支署	総括事務管理官 菊池 寿幸 事務管理官 玉川 知弥 一般職員 坂本 奈未	ウェブ
	北海道十勝総合振興局	自然環境係 係長 滝下 麻耶 自然環境係 主任 山内 雄大	ウェブ
	士幌町	産業振興課 係長 戸水 祐也	ウェブ
	上士幌町	商工観光課 主査 松岡 佑昌	ウェブ
	鹿追町	ジオパーク推進課係長 大西 潤	ウェブ
	新得町	—	欠席
維持管理・ 利用・環境 教育関係団体	NPO 法人かむい	代表理事 濱田 耕二	会場
	NPO 法人大雪山自然学校	代表理事 荒井 一洋 旭岳自然保全員 大塚 航平	会場
	勤労者山岳連盟（道央地区）	自然保護委員長 伊吹 省道	ウェブ
	合同会社北海道山岳整備／ 一般社団法人大雪山・山守隊	代表 岡崎 哲三	会場
	山樂舎 BEAR	代表 佐久間 弘 （兼層雲峡ビジターセンター インタープリター）	会場
	大雪山倶楽部	副代表 西元 徹	ウェブ
	大雪山国立公園パークボラン ティア連絡会	会長 垣内 雅人	会場
	TREE LIFE	—	欠席
	富良野山岳会	—	欠席

維持管理・ 利用・環境 教育関係団体 (続き)	北海道山岳ガイド協会 (表大雪地区)	—	欠席
	Asahidake Trail Keeper	代表 藤 このみ	会場
	NPO 法人ひがし大雪自然ガイ ドセンター	—	欠席
	新得山岳会	—	欠席
	十勝山岳連盟	会長 齊藤 邦明	ウェブ
	大雪と石狩の自然を守る会	—	欠席
	山のトイレを考える会	事務局長 仲俣 善雄	会場
自然保護関係 団体	山岳レクリエーション管理研 究会	事務局長 山口 和男	会場
	十勝自然保護協会	—	欠席
調査・研究 関係	北海道大学 渡邊 悌二名誉教授	名誉教授 渡邊 悌二 助教 王 婷	会場
	北海道大学大学院農学研究院 愛甲 哲也教授	教授 愛甲 哲也 修士1年 粒来 綾香	会場
	福山市立大学都市経営学部都 市経営学科 澤田 結基教授	教授 澤田 結基	会場

【オブザーバー（出席団体のみ記載）】

分野	名称	出席者（敬称略）	備考
維持管理・ 利用・環境 教育関係団体	公益社団法人日本山岳会北 海道支部	小松 理恵子	会場

会場出席 15 団体／ 21 名 ウェブ出席 12 団体／ 16 名

【事務局】

所属	出席者	備考
北海道地方環境事務所 大雪山国立公園管理事務所	所長 岡島 一徳	
	国立公園利用企画官 高橋 広子	
	上席国立公園管理官 友野 雄己	
	国立公園管理官 森田 夕貴	
	自然保護官補佐 永瀬 大悦	
	自然保護官補佐 坂井 まお	
東川管理官事務所	国立公園管理官 菅野 敬雅	
	自然保護官補佐 渡邊 あゆみ	
上士幌管理官事務所	国立公園管理官 永田 拳吾	
	自然保護官補佐 上村 哲也	

			資料1			
〇大雪山国立公園ビジョンに基づく登山道等の協働型管理（課題整理）			※第9回部会に向けて整理を行った部分			
			2025/6/26			
取組事項	主な取組項目	2024(R6)までの取組内容	課題の整理	課題のポイント設定	課題解決に向けた方策や進め方 赤字：部会での取組を今後予定する項目	備考
(1)大雪山の自然環境が守られ、より豊かになった国立公園 ⇒大雪山グレードに応じた保全						
(2)魅力を活かし、質の高い利用体験ができる国立公園 ⇒大雪山グレードに応じた管理と利用						
●保全対策のための計画づくり	〇優先度の高い路線の保全計画 〇実施結果を踏まえた順応的管理 〇野営指定地等の管理方策の検討	・優先度の高い路線（中岳裾合平線（R3）、大雪山縦走線、ヤンベタツ五色岳線等）における調査・設計を実施	・路線ごとに課題整理、保全計画や管理方針を検討しないと具体的に進まないのでは。→別紙「登山道の管理状況」で整理 ・野営指定地についても同様 →今後の資料化を検討 ・これらの上で、登山道や野営指定地そのものの配置といった根本的な見直しが必要とされた際は、それも含めて検討を進める	①山岳環境保全のための登山道等配置・管理計画	・別紙「登山道の管理状況」で、路線/区間ごとの課題の整理と今後の方針案への記載・アイデア出しを部会内で進めた上で適宜、 〇重要区間に関する議論を部会で進める 〇重要な共通課題に関する議論を部会で進める	
●自然環境の保全・登山道等管理の取組実施	〇自然環境保全のための基盤的整備 〇登山道管理者と利用者等の協働による維持管理	・基盤的整備（中岳裾合平線、ヤンベタツ五色岳線等）を実施 ・維持管理（層雲峡勇駒別線、松仙園線、沼ノ平姿見の池線、中岳裾合平線、大雪山縦走線、銀泉台白雲岳線、高原温泉高根ヶ原線、勇駒別周回線、トムラウシ山線等）を実施	・整備工事に関しては、入札不調等による年単位での計画遅延、応札・受注可能な者が極めて少数であることや金額の高騰が課題視されている ・公共工事の実施方式に沿った工事又は維持管理業務による発注方式は、近自然工法の考え方に基づく順応的な登山道補修・管理の実施には基本的に適していないと考えられる ・毎年の維持管理に必要な予算や人員が全体として大幅に不足している	②施工技術水準の向上及び人材育成 ①山岳環境保全のための登山道等配置・管理計画	・発注の方式選定や計画管理、実施内容の改善に向けては、現時点では既存制度の中でもより登山道の実情に即した方法が採れるよう発注者において都度検討・調整を進めている ・維持管理に必要な予算や人員については、路線/区間ごとの特性に応じて必要数量の試算や確保の検討が必要な部分。各管理者において対応し、別紙「登山道の管理状況」の資料等を通して方策や課題を部会内で共有していくといった進め方が考えられる。	
●登山道管理者の明確化	〇管理者不在の路線における管理者の明確化	・未執行路線（美瑛富士線、美瑛岳線、糠平ウベサンケ線等）の課題状況の把握、関係者間での調整を実施	・平成30年頃に作成されたグランドトラバース構想の実現に向けた進め方が十分に整理されていない。執行者配置案等の同構想内容をまず要再確認。 ・未執行路線の執行化は、三段山線以降は進んでいない。大雪山登山道の全体像、配置・管理計画の中での議論としていかなないと、執行化の意義が明確になってこないものと考ええる。	①山岳環境保全のための登山道等配置・管理計画	・グランドトラバース構想に基づく再整備や執行者配置の整理に向けた進め方を具体化していく必要あり。まずは環境省、北海道等で状況や情報を整理した上で部会へ共有、必要に応じて議論できる状態としていくことを目指す。	
●登山道等情報の記録・共有	〇登山道等情報のデータベース構築 〇登山道等情報の共有・活用	・優先度の高い路線について動画撮影を実施 ・データベースへの記録情報の蓄積 ・「登山道等荒唐写真撮影ワークショップ」の実施	・大連協HPIに掲載している「登山道維持管理データベース」は、R6度の補修技術検討会にて目的を要再整理とされており、今後要検討。 ・上記DBの運用、あるいは大雪山登山道全体での記録・共有を進めていく上で、目的に応じた記録方法としていくことが必要と考えられる。Sx. 全線の概況把握→ドローン、課題箇所集的把握→3Dスキャン、など。	③登山道の状態把握・記録の促進	・登山道維持管理データベースの目的・方針再整理については、事務局で検討の上で補修技術検討会（R7度冬めど）にて議論 ・記録の方針についても、大雪山全域での目的や方針について事務局で論点整理した上で、R7度冬の部会あるいは補修技術検討会へ提示。	
●登山道補修技術の検証・向上	〇補修結果の評価・検証 〇補修技術の向上	・登山道補修技術検討会の実施 ・課題路線における補修対応 ・補修対象路線の実施結果の評価・検証の継続	・部会では登山道補修技術検討会と勉強会の開催（近年は振興局のリーダー育成研修会を共催）において対応。 ・施工技術に関する議論や評価検証を行う場はある程度設けられているのに対して、それらが補修技術の向上にも資するような取組となっているかなど、現状評価の部分は主要な関係者での振り返り・検証も必要では。	②施工技術水準の向上及び人材育成	・今年整理や確定を進めている登山道補修技術検討会及び歩道等維持管理実施手順マニュアルを土台に、評価検証を引き続き進める。 ・別項に記載されている技術指針見直し及び人材育成と十分関連させつつ進めていく必要がある。	
●登山道管理水準等の見直し	〇「登山道管理水準」の見直し検討 〇「登山道整備技術指針」の見直し検討	・見直しに向けた歩道情報の収集、課題事例・技術情報の蓄積	・管理水準・技術指針ともに改定から10年経とうとしており、次回改定時期を見据えた計画設定が必要。 ・至急の見直しや改定が必要な状態ではないと思われるが、グレード設定の一部見直しなど必要箇所あり。	管理水準→⑤大雪山登山道のゾーニング及びブランディング 技術指針→②施工技術水準の向上及び人材育成	・両方とも改定時期を登山道関係の短・中期的な計画に予定として入れておく必要あり。環境省内での予算措置を要検討。	
(3)つながっていく国立公園 ⇒来訪者に向けた情報発信、大雪山国立公園に関わるすべての人々に向けた価値の発信						
●取組成果等の情報発信	〇各保全の取組、保全ルール等の情報発信	・「大雪山の保全ルール」の策定、発信 ・情報発信媒体の検討・作成（ポスター） ・情報発信する取組成果の蓄積	・「取組成果の蓄積・評価」「より効果的な情報発信方法の検討」についてはいずれも具体的な方針を考える必要あり。 ・グレード、保全ルールなど包括的に見渡ししながら、例えばルートや地区ごとに登山者にどう利用してもらいたいのか、そのために何を伝えたいのかを設定できるとよい。それが登山道のブランディングとなるのでは。	⑤大雪山登山道のゾーニング及びブランディング	・大雪山登山道に関する情報発信の体系化を目指して、大雪山グレード・保全対策ランク及び景観要素の特徴なども踏まえたセクション分けとそのブランディングを検討。 ・合わせて管理水準（グレード・保全対策ランク）の改定 ・以上について5～10年以内に実施 ・大雪山に関する各種情報照会先を明示する（非常時の通報先→道警、等）	
●新たな賛同者・支援の獲得	〇様々な主体の新たな賛同者・支援の獲得	・白雲岳避難小屋周辺登山道維持管理協力金や東川町等による取組継続 ・各山岳関係イベントや協力金フォーラム等の開催	・各地の協力金の収受額や協力量、PV募集時の応募状況、イベント等への参加状況から、新たな賛同者や支援も一定程度獲得できているものと思われる ・大雪山国立公園全体として寄附を受けられる場合の適当な受け皿が現状ない	④大雪山の山岳管理を民間の立場で一元的に担う体制の構築	・今後も協力金・クラウドファンディング事業成果について継続的に発信していく。	
(4)みんなが協働して管理運営する国立公園 ⇒協働型管理体制の維持、管理運営への利用者の参加・周辺地域との連携、みんなが学び成長し将来世代へ引き継ぐ国立公園						
●人材育成	〇補修技術者の人材育成	・白雲岳協力金の活用を通じた人材育成 ・登山道整備リーダー育成研修会、登山道維持管理勉強会の実施	・各取組は継続して行われているが、技術者育成は個人・団体レベルの両方で成果を挙げられている段階には至っていない。	②施工技術水準の向上及び人材育成	・大雪山における人材育成のシステム（ex. 認定制度）など、考えられる方法を検討していく。	
●保護と利用の仕組みづくり	〇大雪山国立公園全体における保全の仕組みづくり	・各協力金やクラウドファンディングを活用した取組を実施	・各地で協力金等を活用した取組が進められているが、公園全体での一元的な取組や体制とはなっていない。 実質的な受益者負担の仕組の必要性自体は理解や認識共有が進み、基本的な考え方は部会においてもまとめた一方、具現化の手法や進め方については現状ではほぼ不透明。	①山岳環境保全のための登山道等配置・管理計画	・①の面では、路線/区間ごとの課題整理、維持管理に必要な数量の試算とも連動させて煤炭る必要がある	
●一元的な管理運営体制の構築	〇国立公園の一元的な管理運営体制の構築	・一元的な管理運営体制（大雪山財団（仮称））の必要性や目指す方向性について共有	・財団設立に向けた具体的な作業方針、スケジュールやその課題について検討が必要	④大雪山の山岳管理を民間側の立場で一元的に担う体制の構築	・財団の役割、組織等の検討を進めていただいた上で、行政機関側で必要な支援、調整についても検討を進める	

公園計画・大雪山グレード			事業執行の状況			再整備・維持管理等の状況			課題の整理	今後の方針案
番号	路線名	グレード	事業執行者	執行区間・内容	課題状況（保全対策ランク等）	事業・取組名	実施主体	取組内容（～R6）		
1	原始ヶ原線	G4	未執行			●下草刈、枝払い	富良野山岳会			
2	層雲峡ニセイカウシュッペ山線	(G3) ※朝陽山まで点線表示	未執行		・「ランクA」：登山口付近 ・管理者不在	●ササ刈り				
3	層雲峡勇駒別線	G4, G3, G2, G1	北海道	■層雲峡集団施設地区～勇駒別集団施設地区	・「ランクA」：北海沢～北海岳分岐間、裏旭～旭岳間 ・「ランクB」：黒岳石室分岐～北海沢間、黒岳石室分岐～北鎮分岐、勇駒別園地～姿見の池園地	●登山道補修イベント	発注：北海道 受注：大雪山・山守隊	・補修イベントを実施（黒岳石室～雲ノ平、「たまには山へ恩返し」）		
						●登山道補修、点検	Asahidake Trail Keeper 旭岳ビジターセンター	・木道補修、点検（天女が原登山道） ・登山道補修（姿見の池園地）		
			りんゆう観光	■黒岳7合目～見晴らし台 通称「黒岳遊歩道」	・「ランク非適用」登山道管理水準改定に合わせて設定が必要		りんゆう観光			
			環境省	■中岳分岐～間宮分岐	・「ランクC」：中岳分岐～間宮分岐間で風衝地群落保全のための侵食対策が必要	●上川・東川地区登山道点検等業務 ●登山道補修業務（予定）	●発注：環境省 受注：北海道山岳整備 ●未定	・点検、維持管理、モニタリングを実施（中岳分岐～間宮分岐） ・侵食防止対策を実施（中岳分岐～間宮分岐）		
				案内図標識（2基）						
		非適用	未執行	■RW黒岳駅～見晴らし台						
4	層雲峡銀河流星ノ滝線	非適用	未執行							
5	紅葉谷線	G1	上川町	■紅葉谷入口～紅葉滝			上川町	・維持管理の実施 ・登山口周辺の冠水対策（集水樹土砂抜き）		
6	雲井ヶ原線	非適用	未執行							
7	愛山溪北鎮岳線	G3, G2	北海道	■愛山溪温泉～北鎮分岐	・「ランクB」：北鎮岳～北鎮分岐 ・滝コース閉鎖		北海道	・滝コースについては現状確認を実施した上で閉鎖を継続予定		
			環境省	■三十三曲分岐～沼ノ平分岐		●上川地区登山道補修等業務 ●上川・東川地区登山道点検等業務	発注：環境省 受注：(同)北海道山岳整備	・点検、維持管理、モニタリング（三十三曲分岐～沼ノ平分岐）	→沼ノ平姿見の池線	→沼ノ平姿見の池線
				案内図標識						
8	松仙園線	(G4) ※管理水準未反映	環境省	■松仙園登山口～八島分岐	・「ランク非適用」登山道管理水準改定に合わせて設定が必要 ・泥濘及び侵食箇所の補修、植生モニタリングが必要	○松仙園線道路（歩道）の維持管理に関する協定書 ○大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画	環境省：整備・改修、ルート開閉、モニタリング 上川町：巡視、ササ刈り 北海道：上川町の巡視を支援	・侵食箇所の補修、泥濘箇所への飛木道等の施工 ・植生、利用者数、積雪モニタリング ・巡視、ササ刈り	・歩道の洗掘が進み、対策が必要な箇所がある（登山口など） ・泥濘部分は引き続き木道設置を中心とした対策が必要だが、全てに木道を設置するのではなく長靴での登山を促すといった対応方針もあるのでは ・年間数百人の利用に留まっており、利用圧はさほど高くない。利用ルールの見直し（ex. 開放日の前倒し・延長、松仙園～八島分岐間の往復利用）も検討可能と思われる。見直し時は、適正利用推進計画の変更や、周知内容（看板・チラシ・ポスター・HP等）の修正等が必要となる。	・中期的な補修計画の検討 ・利用ルールの見直し検討
		非適用	未執行	■愛山溪温泉～松仙園登山口		安足間林道として北海道が管理				
9	沼ノ平姿見の池線	G3, G2, G1	環境省 (※整理中)	■沼ノ平分岐～姿見の池園地分岐	・過年度整備の木道が老朽化	●上川地区登山道補修業務 ●上川・東川地区登山道点検等業務 ●補修箇所調査業務（予定）	●発注：環境省 受注：北海道山岳整備 ●発注：環境省 受注：北海道山岳整備 ●未定	・泥濘箇所に飛び木道設置（沼ノ平分岐～当麻乗越） ・スノーモービルによる資材荷揚げ（沼ノ平付近） ・点検、維持管理、モニタリング（三十三曲分岐～当麻乗越～姿見の池） ・補修箇所の調査及び補修方法の検討（裾合分岐～当麻乗越）	・木道の老朽化、登山道の泥濘化や複線化等による荒廃への対策が必要。 ・登山道の水没期や泥濘箇所を想定して、長靴での登山を促す等の利用側の調整も検討の余地ありでは ・スノーモビルによる資材荷揚げを検討、開始しており（R2～）、準備・資材運搬から補修までの全体の費用の試算等も実施（R6、当麻乗越～裾合平周辺）	・施設量の多い区間であり、今後も継続した補修とその関連作業が必要と考えられる。 ・全体の必要経費の試算を進めた上で、予算確保手法検討、利用者側に求める事項の検討を短～中期的に実施する必要があるのでは。 ・当麻乗越以北については課題箇所の再整理も必要
10	当麻岳線	G4	未執行		・「ランクB」：安足間岳上部 ・管理者不在（北海道が歩道敷地を借地）					
11	中岳裾合平線	G3	北海道	■裾合平分岐～中岳温泉	・「ランクA」裾合平分岐～裾合平間の木道が老朽化	●CFを活用した登山道補修	発注：北海道 受注：大雪山・山守隊	・登山道補修を実施（裾合平分岐～中岳温泉、「たまには山へ恩返し」）		
		G4	環境省	■中岳温泉～中岳分岐	・「ランクC」：中岳温泉～中岳分岐間で風衝地群落保全のための侵食対策が必要	●中岳裾合平線歩道再整備 ●上川・東川地区登山道点検等業務 ●登山道補修業務（予定）	●発注：環境省 受注：北海道山岳整備 ●未定	・再整備工事を実施（中岳温泉～中岳分岐） ・点検、維持管理、モニタリング（中岳温泉～中岳分岐） ・侵食防止対策を実施（中岳温泉～中岳分岐）	・更なる浸食防止、R6再整備工事後の維持管理	・定期的な巡視点検の実施 ・登山道の大きな荒廃が発生する前に、きめ細やかな維持管理を実施する。

公園計画・大雪山グレード			事業執行の状況			再整備・維持管理等の状況			課題の整理	今後の方針案
番号	路線名	グレード	事業執行者	執行区間・内容	課題状況（保全対策ランク等）	事業・取組名	実施主体	取組内容（～R6）		
12	大雪山縦走線	G5, G4	北海道	■北海岳分岐～白雲岳避難小屋 ■高根ヶ原分岐～富良野岳山頂		●白雲岳避難小屋周辺登山道維持管理協力金による登山道補修	発注：上川地区登山道等維持管理連絡協議会 受注：北海道山岳整備	・登山道補修（北海岳～白雲岳避難小屋） ・官民協働登山道補修事業の実施（コロンビア社との連携）		
			北海道 ↓ 環境省	■白雲岳避難小屋～高根ヶ原分岐 ■高根ヶ原分岐～ヒサゴ沼	・「ランクA」：北海岳分岐～白雲岳避難小屋分岐、ヒサゴ沼北分岐下部～ヒサゴ沼避難小屋分岐、ヒサゴ沼付近（雪渓下部）、トムラウシ山～南沼、富良野岳肩上部～富良野岳 ・「ランクB」：白雲岳避難小屋分岐～高根ヶ原分岐手前、平ヶ岳付近、忠別岳避難小屋分岐～忠別岳南避難小屋	●大雪山縦走線歩道再整備工事	環境省	・R3年度に高根ヶ原分岐～五色岳間、R4年度にヒサゴ沼周辺歩道、R5年度に五色岳～ヒサゴ分岐（一部除く）の再整備設計済み ・R6年度において追加設計を実施予定 ・ヒサゴ沼周辺歩道の再整備工事はR5、R6年度入札不調によりR7年度に延期	・ヒサゴ沼周辺歩道については、雪解け水による歩道路肩の崩壊が進む	・老朽化した木道等について、現北海道の執行区間を環境省で再整備
				案内図標識（4基）						
			未執行	■富良野岳山頂～原始ヶ原登山口						
13	銀泉台白雲岳線	G4, G3, G2	北海道	■銀泉台～白雲岳	・「ランクB」：第一花園上部～赤岳	●登山道補修	登山道維持管理部会（登山道補修技術検討会）	・R3～R4年度の施工箇所に対する補修を実施（赤岳第四雪渓付近）。		
			環境省	案内図標識						
14	高原温泉小泉岳線	G4, G3	林野庁	■高原温泉～小泉岳分岐						
			環境省	案内図標識						
			未執行	■板垣新道分岐～白雲岳避難小屋分岐	・「ランクB」：板垣新道分岐～白雲岳避難小屋分岐 ・管理者不在	白雲岳避難小屋周辺登山道維持管理協力金による補修対象区間				
15	高原温泉高根ヶ原線	(G5,) G3, G2 ※三笠新道は点線表示	北海道	■高原温泉～高根ヶ原分岐・空沼		●登山道補修	発注：北海道 受注：北海道山岳整備	・泥濘箇所飛び木道設置 ・ヒグマセンターにおける募金の活用、ボランティア活動 ・三笠新道は、ヒグマとの軋轢防止のため、ヒグマの定着が確認され次第閉鎖		
17	ヤンベタツ五色岳線	G4	北海道	■クチャンベツ沼ノ原登山口～沼ノ原分岐 ■沼ノ原大沼～五色岳	・「ランクA」：クチャンベツ沼ノ原登山口～沼ノ原分岐における中腹区間の侵食が進行 ・「ランクC」：沼ノ原大沼～五色岳間の木道が老朽化	●老朽化した沼ノ原大沼～五色岳間の木道の更新	北海道	・再整備を実施（沼ノ原大沼～五色岳の区間のうち700m）		
			環境省	■沼ノ原分岐～沼ノ原大沼		●上川・東川地区登山道点検等業務	発注：環境省 受注：北海道山岳整備	・点検、維持管理、モニタリング（沼ノ原分岐～沼ノ原大沼）	・湿原木道の老朽化は未だそこまで進行していないが、周辺の湿原も含め引き続き状況の注視が必要 ・沼ノ原分岐の腕木式標識の再塗装が必要	・施設点検・モニタリングの継続実施 ・標識の補修
		非適用	未執行	■ヤンベタツ川合流点～クチャンベツ沼ノ原登山口		層雲峡本流林道として林野庁が管理				
18	勇駒別周回線	G1	東川町	■勇駒別集団施設地区（南側）			東川町	・維持管理		
		G1	未執行	■勇駒別集団施設地区（北側）						
19	天人峡勇駒別線	(G3) ※点線表示	未執行	■天人峡温泉～勇駒別集団施設地区	・「ランクA」：天人峡旭岳温泉方面登山口付近 ・管理者不在	通行止め（一般利用なし）				
			環境省	案内図標識						
20	羽衣敷島の滝線	G1	北海道			通行止め？				
		非適用	未執行							
21	天人峡化雲岳線	G5, G4, G2	林野庁	■天人峡温泉～化雲岳・歩道合流点	・「ランクA」：小化雲岳直下（ボン沼南）付近 ・「ランクB」：第二公園付近	●下草刈り	林野庁上川中部森林管理署			
			環境省	案内図標識						
22	美瑛富士線	G3	未執行		・「ランクA」：標高1350m付近～美瑛富士避難小屋分岐・オプタテシケ方面分岐 ・管理者不在	●枝払い、ササ刈り	美瑛山岳会			
23	白金温泉十勝岳線	G3, G2	北海道	■白銀温泉～十勝岳		①維持管理 ②登山道整備（PV行事）	①上川総合振興局 ②環境省（PV）	①望岳台付近ロープ張り ②登山道沿いのロープ張り、ロープおろし		
			環境省	案内図標識						
24	望岳台十勝岳温泉線	G2	未執行							
25	美瑛岳線	G3	未執行		・「ランクB」：美瑛岳分岐～美瑛岳 ・北向沢のハシゴの維持管理 ・管理者不在	●ボランティアで随時パトロール	美瑛山岳会	・ハシゴ、登下降用ロープの安全確認（予定）		

公園計画・大雪山グレード			事業執行の状況			再整備・維持管理等の状況			課題の整理	今後の方針案
番号	路線名	グレード	事業執行者	執行区間・内容	課題状況（保全対策ランク等）	事業・取組名	実施主体	取組内容（～R6）		
26	三段山線	G3	上富良野町	■吹上温泉～三段山～十勝岳温泉		●登山道整備	上富良野町	・老朽化した標識の再整備（三段山分岐標識） ・山頂付近のロープ張り ・ササ刈り、倒木処理		
27	富良野岳上ホロカメットク山線	G3	北海道	■十勝岳温泉～富良野岳・上ホロカメットク山	・富良野岳肩上部における侵食、階段ハードル化	●登山道整備（PV行事） ●登山道整備	環境省（PV） 上川総合振興局	・PV活動による登山道沿いのロープ張り・下ろし ・富良野岳肩上部における浸食等の現場検証及び老朽化した標識盤再整備予定、（上川総合振興局）		
			環境省	案内図標識						
28	十勝三股ニベソツ山線	G4	未執行		・「ランクB」：前天狗岳下部における侵食	●登山道整備事業	ひがし大雪自然館運営協議会	・ササ刈り、倒木処理、ロープ張りを実施		
		非適用	未執行							
29	石狩連峰縦走線	G5, G4, G3	未執行			●登山道整備事業	ひがし大雪自然館運営協議会	・ササ刈り、倒木処理、かん木除去を実施		
		非適用	未執行	■十勝三股～シュナイダー登山口		音更川本流林道				
30	糠平ウベペサンケ山線	G3	未執行	■糠平コース登山口～ウベペサンケ山		●登山道整備事業	ひがし大雪自然館運営協議会	・ササ刈り、倒木処理、かん木除去を実施		
		非適用	未執行	■糠平温泉～糠平コース登山口						
31	糠平天宝山線	G2	未執行		・旧鉄道トンネル迂回箇所の危険箇所	●登山道整備事業	ひがし大雪自然館運営協議会	・ササ刈り、倒木処理、かん木除去を実施		
32	然別峡ウベペサンケ山線	非適用	未執行	■菅野温泉東コース登山口～ウベペサンケ山		（実質通行止め？）				
			未執行	■然別峡～菅野温泉東コース登山口		ユウヤンベツ林道（今も通行止め？）				
33	南ベトウトル山線	G2	未執行			●登山道整備事業	然別自然休養林保護管理協議会	・ササ刈り、倒木処理、かん木除去を実施		
34	天望山周回線	G2	林野庁	■白雲橋～然別湖南岸		●登山道整備事業	然別自然休養林保護管理協議会	・ササ刈り、倒木処理、かん木除去を実施		
			環境省	案内図標識						
			未執行							
35	駒止湖東ヌブカウシヌブリ線	G2, G1	未執行			●登山道整備事業	然別自然休養林保護管理協議会	・ササ刈り、倒木処理、かん木除去を実施		
36	西ヌブカウシヌブリ	G2	未執行			●登山道整備事業	然別自然休養林保護管理協議会	・ササ刈り、倒木処理、かん木除去を実施		
37	トムラウシ山線	G5, G4	環境省	■トムラウシ温泉～トムラウシ分岐	・「ランクA」：トムラウシ分岐付近 ・「ランクB」：トムラウシ公園～トムラウシ分岐付近	●登山道整備事業	点検：新得山友会 補修発注：環境省 補修受注：北海道山岳整備	・点検：維持管理作業 ・補修：簡易木道施工	・カムイ天上区間の洗掘対策	・洗掘箇所への簡易木道の設置を継続
		G4	未執行	■短縮コース登山口～温泉コース分岐						
39	曙橋十勝岳線	G4	未執行							
41	北海道自然歩道線	G1	北海道			●歩道整備事業	北海道	・老朽化して危険な階段・木道の更新		
		非適用	未執行							

●「登山道ビジョン」作成の試みについて

<背景・狙い>

- ・大雪山ビジョン“まもり、活かし、つなげよう みんなでつくる、世界を魅了する大雪山国立公園”では4つの目指すべき姿を示しているが、登山道保全や山岳環境保全に与っての目指すべき姿は、4つの全てにまたがっている。
- ・登山道部会では、「大雪山国立公園ビジョンに基づく登山道等の協働型管理」の資料を用いて課題の整理を進めており、第9回部会では、全体を通して5つの「課題のポイント」にまとめ直した上で提示。
 今後は、部会で着手可能なポイントから議論を開始させつつも、全てを関連させながら行動計画としての整理、進捗管理を進めていく想定としている。
- ・その上では、大雪山ビジョンの4つの目指すべき姿だけでなく、登山道独自のビジョンを設定することで、本取組全体の目指すべき着地点の明確化や、関係者間の基礎的な認識共有をより確実にしていくことができるものと考えられる。
- ・このような「登山道ビジョン」が関係者合意の下で必ず作成できるか確実な見通しはないものの、結果的にはそれに向けた検討・議論で留まったとしても、何らかのアウトプットが期待できるのではと考える。

<方針>

- ・本部会後に、「登山道ビジョン」に関する、文章・フレーズ・キーワード、背景の考え方、その他意見等の照会を部会内で実施する（1～2ヶ月間）
- ・集まった意見等を事務局で集計し、登山道ビジョン作成の可能性や今後の作業の方針について検討、決定していく。
- ・次回第10回登山道部会にて何らかの結果を提示することを当面の目標とする。

大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアル (案)

令和 7 年 月
大雪山国立公園連絡協議会 登山道維持管理部会

目次

1. 背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2. 本マニュアルの対象となる維持管理作業等	1
3. 関係法令等に基づく手続き	2
(1) 国立公園事業執行内容変更	2
(2) 国立公園内行為許可・届出等	2
(3) 土地所有者関係手続き（入林申請等）	3
(4) 保安林関係手続き（作業行為等）	3
(5) 文化財保護法に関する手続き	3
4. 歩道の維持管理作業（補修等）における事前登録・検討及び事後検証	3
(1) 作業計画作成、案件登録	3
1) 作業計画の検討、立案	3
2) 作業計画案件の登録	3
3) 案件のスクリーニング	4
(2) 作業の実施	4
(3) 作業結果の報告	4
(4) 登山道維持管理部会、登山道補修技術検討会における作業結果の事後検証、情報共有	5
(5) 事後検証結果への対応	5
5. 歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の補修、歩道の表示	5
6. 作業実施にあたっての留意事項	5
(1) 動植物や自然景観への配慮、その他マナーやルール の順守	5
(2) 安全管理	5
(3) 作業中の利用者への配慮	6
別紙1 作業計画案件登録様式	7
別紙2 事前検討案件の作業計画書様式	8
別紙3 作業結果の報告様式	9
【資料1】歩道等維持管理作業実施手順フロー図	10
【資料2】補修及び維持管理作業工法（技術指針より抜粋）	11
【資料3】誘導標識や案内板の整備の考え方	13
【資料4】関連法令等に基づく手続き 主な所管者	18

1. 背景と目的

(1) 背景

大雪山国立公園の登山道は火山噴出物を基盤とするもろい地質の上にあるため、踏圧や雪解け水による登山道の浸食、ぬかるみを避けて登山道以外を歩くことによる植生劣化が課題となっている。

また、登山道の総延長は約 300km もあり、登山道の管理者（国立公園の歩道事業執行者）や行政だけではこの課題に対応することが困難であるため、地域の関係者や利用者を含め多様な主体により課題を解決する必要がある。

これらのことを受けて、登山道を修復する手法について取りまとめた「大雪山国立公園における登山道整備技術指針」（2005 年作成・2016 年改定。以下「技術指針」という。）、登山道の区間毎の利用や管理のあり方についてまとめた「大雪山国立公園登山道管理水準」（2006 作成・2015 年改定。以下「管理水準」という。）が作成され、関係者が共通の理解を持って登山道の管理や整備を行うことを目標としてきた。

(2) 目的

国立公園事業執行者の他、地域の関係者（地元山岳会、観光協会、協議会等ボランティアを行う有志団体※）も含め、歩道の補修等維持管理作業を実施する場合の実施手順を明確にすることにより、作業の技術的な品質を確保すること、作業に関する情報を関係者で共有し、技術指針及び管理水準の具体的な運用を促進することを目的とする。

これにより、今まで以上に、歩道の補修等維持管理作業が促進されることを期待する。

※NPO、任意団体、個人の集まり等多様な形態が考えられる。また、作業において、参加者を一般に公募することも可能。

2. 本マニュアルの対象となる維持管理作業等

本マニュアルは、大雪山国立公園の公園計画に事業歩道として位置付けのある登山道（以下「歩道」という。）において実施される、次の事項を対象とする。

(1) 歩道の維持管理作業（補修等）

荒廃した歩道を、技術指針に例示された工法により補修するもの（代表的な施工方法は資料 2 の通り）。

補修等にあたっては、①大雪山に残る原始的自然の雰囲気を変えないように自然景観に馴染む工法で登山道の侵食を止める、②生態系や植生を回復させる、③登山者の心理を予測した導線や歩きやすさにも考慮する。また、歩道を補修したことにより、登山者の事故や怪我を誘発する場合があるため、その技術水準の向上に努めることが必要である。

(2) 歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の補修、歩道の表示

1) 歩道の維持管理作業（刈り払い等）

歩行路の確保、道迷い対策としてササを刈り払うこと等、計画者の持つ技術が異なっている場合でも施工結果に差が生じにくく、また、自然環境保全上の問題や安全上の問題が生じにくいと考えられる作業。なお、技術指針に知見が蓄積され、多くの計画者の技

術が向上することにより、将来的には対象となる内容が増えるものと考えられる。

2) 看板類の補修

資料3（誘導標識や案内板の整備の考え方）に示された、看板類の構造や表示方法を維持するための作業。

3) 歩道の表示

道迷いや歩道以外への踏み出しを防止するため、ペンキ等でマーキングをするもの。ペンキ等による登山道の目印の塗布は、これまで当該登山道で実施されてきた方法を十分踏まえて次の通り行う。

- ・黄色とし、10cm程度の帯状とし、必要に応じて矢印を付ける。
- ・塗布は最小限とする。
- ・立ち入りの禁止を示す場合は、赤色（黄色も可）で×とする。
- ・塗布の対象は原則岩石とする。

原則として、国立公園事業執行者への確認又は行為許可・届出等手続きが必要となる。

3.（1）及び（2）を参照。

3. 関係法令等に基づく手続き

歩道の維持管理作業の実施にあたっては、その実施箇所や内容に応じ、自然公園法に基づく国立公園事業執行内容変更あるいは行為許可・届出、土地所有者に対する入林申請、保安林内作業許可あるいは文化財保護法に基づく天然記念物現状変更許可の手続きが事前に必要となる。申請の種類によっては1ヶ月又はそれを超える標準処理期間が設けられており、計画者は作業着手前に全ての手続きを確実に完了するよう、余裕をもって準備、対応すること。

各手続きを所管する主な行政機関・部署については資料4を参照。また、国立公園の歩道事業ごとの執行者とその区間については、最近の大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会において整理、作成している資料「大雪山国立公園における登山道の管理状況」の中で一通り記載している。大雪山国立公園連絡協議会ホームページの「会議資料等」から、登山道維持管理部会の会議資料を参照可能（URL: daisetsuzan.or.jp/admin/documentation/）。

（1）国立公園事業執行内容変更

国立公園事業として執行されている歩道については、執行内容や規模を変更しない維持管理作業については一般的に手続不要であるが、執行内容や規模に変更が生じる場合（例：施設の種類（木道やグレーチング）の変更や、それらの敷設延長の変更）、既執行内容に応じて内容変更の手続が必要となる。

計画箇所が国立公園事業執行済の場所である場合は当該事業執行者において、手続の要否を確認の上、必要である場合は事前に手続を実施すること。

（2）国立公園内行為許可・届出等

国立公園事業未執行区間での歩道の補修等については、自然公園法に基づく工作物の新築等の行為許可又は届出等の手続きが事前に必要となる。手続の要否や方法等について、計画者から環境省の管轄の事務所に相談すること。

(3) 土地所有者関係手続き（入林申請等）

国有林や道有林に立ち入る場合、環境調査などの各種調査、測量、イベント開催、取材等を目的とする場合は入林申請や入林届を行う必要があることから、維持管理作業の実施にあたっては、作業の内容を明らかにした資料を作成し事前相談を行った上で入林申請を行う必要がある。

また、申請又は届出箇所において市町村が、貸付・協定等により歩道整備を実施している場合は、借受者である市町村との調整も併せて必要となる。

(4) 保安林関係手続き（作業行為等）

保安林においては、立木の伐採・損傷、立竹の伐採、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する場合には、都道府県知事（国有林である場合には管轄森林管理署長の同意も必要）の許可が必要であることから、歩道等維持管理作業の実施にあたっては、作業の内容を明らかにした資料を作成し、許可申請を行う必要がある。

(5) 文化財保護法に関する手続き

大雪山は文化財保護法に基づく特別天然記念物に指定されており、建物や工作物の設置・撤去等、天然記念物の現状を変更する行為をしようとする場合は事前に許可が必要となる。計画した作業における許可の要否は、個別に各市町の教育委員会に相談すること。

4. 歩道の維持管理作業（補修等）における事前登録・検討及び事後検証

(1) 作業計画作成、案件登録

1) 作業計画の検討、立案

管理水準 2015 年改定版では、大雪山国立公園内の歩道ごとに 4 段階の保全対策ランクを定めている。

また、大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会（以下単に「登山道維持管理部会」という。）事務局（以下単に「事務局」という。）が、ウェブサイト「大雪山国立公園登山道維持管理データベース」を大雪山国立公園連絡協議会のホームページ内に設け、本取組に関する情報の蓄積及び発信を進めている。

歩道の維持管理作業を行おうとする者（以下「計画者」という。なお、歩道事業執行者、維持管理等業務の発注者、受注者又は実際に作業を行う者のいずれかを問わない。）は、技術指針に加えてこれらの資料を参照し、また当該歩道が国立公園事業執行済の場所である場合は当該事業執行者に対して、未執行の場所である場合は土地所有者に対して十分に事前相談を行いつつ、作業場所や内容を検討し作業計画を立案すること。

2) 作業計画案件の登録

計画者は、作業実施前に、別紙 1 の案件登録様式を作成し、事務局に提出する。

事務局は、登録された情報をウェブサイト「大雪山国立公園登山道維持管理データベース」に掲載することで、登山道維持管理部会構成員等へ情報共有する。

なお、非常災害の応急措置（豪雨等の災害を原因とし早急に簡易な修繕をしなければ

登山者に危険が及ぶような事案）等への対応については案件登録の提出有無に関わらず実施して差し支えない。その場合も、実施について速やかに事務局まで報告するものとする。

3) 案件のスクリーニング

事務局は、提出された案件について、下記の①～③のいずれに該当するかを判断し、計画者に伝える。それぞれ、次の手順に従い、現地での補修等の作業の実施へ至るものとする。

① 事前検討案件

<対象>

○これまでに対応事例のない荒廃や崩落の補修等（年間想定件数：1～2件未満）

<手順>

○計画者は事務局からの依頼に基づき作業計画書（別紙2）を作成、提出する。

○登山道維持管理部会登山道補修技術検討会において当該案件の検討を行い、当該作業計画書に対する意見をまとめ、計画者に伝達する。

計画者は意見への対応を検討し、その結果（作業計画を修正する場合は修正した作業計画を含む。）を事務局に回答する。

○事務局は、これらの結果をウェブサイト「大雪山国立公園登山道維持管理データベース」へ掲載する。

② 事後検討案件

<対象>

○技術指針に基づき、施工の適切性を判断できる補修等

③ 報告のみ案件

<対象>

○案件登録内容からみて、「2（2）歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の補修、歩道の表示」に該当すると判断される案件。

<手順>

○事務局から計画者に対して、2（2）に該当する案件である旨を伝える。

（2）作業の実施

関連法令等に基づく手続き及び上記（1）の作業計画作成、案件登録に係る手続きが終了した後、作業を実施する。実施にあたっては、下記6. の留意事項を参照すること。

（3）作業結果の報告

作業実施後、計画者はその実施結果を取りまとめて事務局へ報告する。報告は写真及び文章で様式（別紙3）にとりまとめる他、動画等による提出も可とする。また、行政機関等の発注業務として実施された場合は、当該業務の報告書をもって実施結果の報告と

して差し支えない。

事務局は、提出された作業報告をウェブサイト「大雪山国立公園登山道登山道維持管理データベース」に掲載する。

- (4) 登山道維持管理部会、登山道補修技術検討会における作業結果の事後検証、情報共有
毎年冬頃開催する登山道維持管理部会において、当年のシーズン中に実施した作業結果を共有し、各事例の振り返りや課題の共有を行う。

また、当年度の①事前検討案件等、重点的に振り返りや課題の検討を行うべき案件については、登山道補修技術検討会を開催して集中的に議論するものとする。

(5) 事後検証結果への対応

事後検証において作業内容の修正が必要とされた場合には、計画者において、修正作業等の必要な対応を実施するものとする。

5. 歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の補修、歩道の表示

管理水準、技術指針、本マニュアル資料3等に従い、実施の場所及び内容を検討する。別紙様式による案件登録は必要ないが、実施結果は事務局に提出すること。

その他、3. 関係法令等に基づく手続き、及び4. (2) 作業の実施～4. (4) 登山道維持管理部会、登山道補修技術検討会における作業結果の事後検証、情報共有に同じ。

6. 作業実施にあたっての留意事項

(1) 動植物や自然景観への配慮、その他マナーやルールの順守

作業実施中の他、登山口から作業実施場所への間の移動についても、一般登山者と同様、大雪山国立公園管理運営計画書（令和6年4月）に基づく、マナーやルートを順守すること。

高山植物の保護、着床促進のため、歩道以外の場所に立ち入り、高山植物を損傷することが無いように注意すること。

ストックを使用する場合は、石突きにキャップをすること。

火山性堆積物により登山道の固定化の遅れている急傾斜箇所（十勝岳中腹、旭岳など）では極力九十九折りに歩くこと。

黄色（赤色）の目印の石などを動かしてしまった場合は、元の位置または適切な位置に戻すこと。

転倒の原因になりそうな浮き石や小枝はどうか固定すること。

携帯トイレを持ち歩くこと。

ゴミを見つけたら持ち帰ること。

(2) 安全管理

作業の実施にあたっては、実施や中止の判断の基準を作成する、緊急連絡用の通信手段を用意する、緊急連絡網を作成する、救急薬品を持参する等、安全対策として取り組む事項を明らかにすること。

作業参加者の体力や力量に応じた作業内容とすること。また、作業実施内容に合った、安全対策装備品を検討し、参加者に周知すること。

作業実施時のリーダーを決めて、参加者に対して適切な作業指示を行うとともに、参加者の体調管理を含め、安全管理に努めること。

作業中に怪我が生じた場合、補修や維持管理作業の参加者に保険が適用されるように配慮すること。

（３）作業中の利用者への配慮

作業を実施する場合には、一般の歩道利用者の利用上支障がないように配慮すること。作業の実施を理由として歩道を通行止めにすることはできないものとし、実施上どうしてもやむを得ない場合は、土地所有者や国立公園事業執行者との事前調整、一般利用者に対する事前周知を適切に実施しなければならないこととする。

別紙 1 作業計画案件登録様式

歩道の維持管理作業(補修等)作業計画案件登録様式

計画者名	作業計画箇所	課題	作業内容の方向性	作業日程(予定)	
〇〇〇〇〇	沼ノ平 六ノ沼～当麻乗越	歩道上流水による侵食の進行、歩道法面の崩れ	歩道法面の補強、導流工設置	8月上旬	(例)

(注)

本様式によらなくてもよいが、メール等で作業計画箇所、課題、作業内容の方向性、作業日程(予定)を事務局にお知らせください。
適宜、写真や図等を添付していただいても構いません。

別紙 2 事前検討案件の作業計画書様式

大雪山国立公園

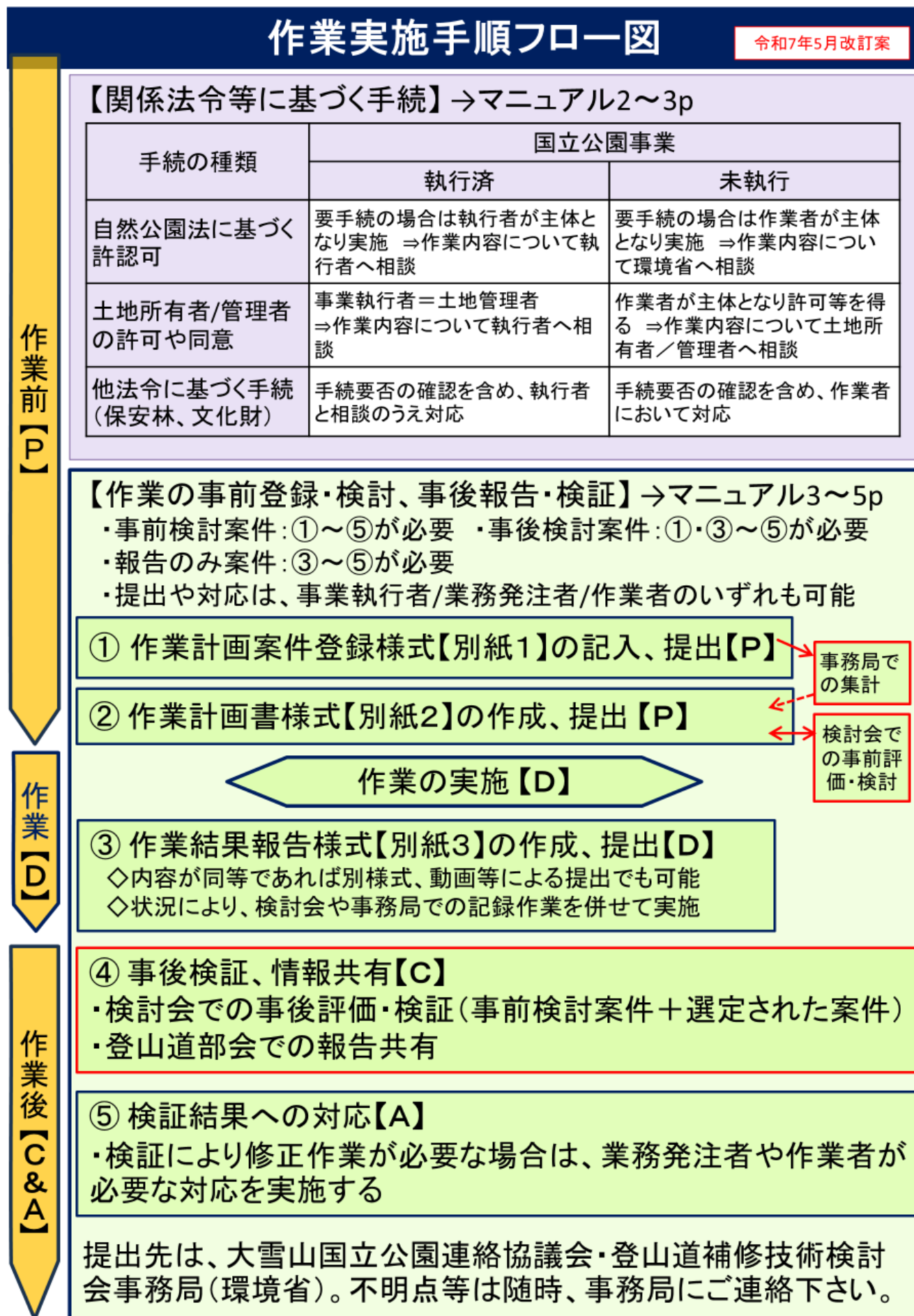
歩道維持管理作業 実施計画書

○年○月○日版 バージョン ○
No. 1

計画者							
担当者	氏名	電子メール 電話番号					
対象箇所							
登山道 管理水準	保全対策ランク	A ・ B ・ C ・ D		利用体験ランク (大雪山グレード)	1 ② 3 ・ 4 ・ 5		
作業の 目的							
利用する工 法	分散排水工	床止工	土留工	マルチング工			
	路面処理工	段差処理工	植生基盤工	その他()			
作業予定日 時又は期間			参加予定人数 参加者内訳	参加者の一般公募 ☒ 実施する ☐ 実施しない			
安全対策 (保険の適用、 連絡網の整備 等)							
主な資材と その調達 (予定)	資材	数量	調達方法				
			現地採取／搬入(計画者の自己資金・寄付・その他)				
			現地採取／搬入(計画者の自己資金・寄付・その他)				
			現地採取／搬入(計画者の自己資金・寄付・その他)				
			現地採取／搬入(計画者の自己資金・寄付・その他)				
			現地採取／搬入(計画者の自己資金・寄付・その他)				
道具の貸し出 し希望 (自然保護官 事務所・森林 管理署)	物品	数量	希望先	貸出予定日時	返却予定日時		
位置図(地形図、国立公園の公園計画図、国有林又は道有林の施業計画図など)							
事務局記入欄							
国立公園	保護規制計画:						
	利用施設計画:						
	事業執行者:		担当部署:				
土地所有	国有林 ・ 道有林 ・ その他()			担当部署:			
天然記念物	該当あり ・ 該当なし			担当部署:			
備考							

別紙 3 作業結果の報告様式

歩道維持管理作業 実施結果		作成: 令和 年 月 日 NO. 1	
計画者			
担当者	氏名	電子メール	
		電話番号	
作業期間又は日時		天候:	
参加者	合計	人	
施工内容			
実施結果: ※施工前・施工後の比較写真を掲載し、文章や図で解説する。計画との差異等があれば、説明する。 ※計画時のねらいや目標が達成されたか、今後必要な対応は何かなども含めて、記載する。			
記録担当者			



【資料２】補修及び維持管理作業工法（技術指針より抜粋）

工法	材料	
	（現地調達）	（持込み）
分散排水工法		
遮蔽型導流工	石材、倒木	木材、ヤシ製品、ジオグリッド
越流型導流工	石材、倒木	木材、ヤシ製品
溝切型排水工	石材、倒木	木材、半割ＶＰ管
暗渠型排水工	細枝、ササ	粗朶、ヤシ製品
床止工法		
石組床止工	石材	—
木柵床止工	倒木	木材
カゴ工	石材	カゴ枠、ヤシマット
ジオグリッドセル工	—	ジオグリッド、ヤシマット
樹枝床止工	樹枝、ササ、石材	土嚢
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ製緑化ネット
土留工法		
石積工	石材	—
木柵土留工	倒木	木材
連柴柵工	樹枝、ササ	粗朶、杭、番線
カゴ工	石材	カゴ枠、ヤシマット
ジオグリッドセル工	—	ジオグリッド、ヤシマット
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ製緑化ネット、ヤシ繊維
ヤシネットロール工	—	ヤシ製植生ネット、ヤシ繊維
マルチング工法		
植生ネット工（黄麻製）	—	黄麻製植生ネット、固定ピン
植生ネット工（ヤシ製）	—	ヤシ製植生ネット、固定ピン
置石工	石材	植生ネット
路面処理工		
木道工	—	木材、固定ピン
メッシュウオーク工	—	木材、金属メッシュ、固定ピン
飛木道工	—	角材、カズガイ
飛び石工	石材	—
路肩保護工	倒木	木材、粗朶、ササ、杭
石充填工	石材	—
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ繊維
立体ジオセル工	—	ジオセル
段差処理工		

木柵土留工	倒木	木材
ジオグリッドセル工	—	ジオグリッド、ヤシマット
ステップ工	石材、倒木	木材、ヤシ繊維
植生基盤工		
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ繊維
ヤシネットロール工	—	ヤシ製植生ネット、ヤシ繊維
刈り払い(ササ、ハイマツ)	—	—
マーキング	—	—
ロープ張り	—	ロープ

【資料3】誘導標識や案内板の整備の考え方

1. 仕様

(1) 誘導標識

1) 構造

多くの情報量が表示でき、人力運搬の低減が図れる標柱タイプとする。ただし、矢羽根タイプを使用しなければ特にわかりにくく利用上の支障が生じる箇所（大雪高原温泉の沼めぐりコース入口を想定）については、矢羽根タイプを用いる。

規模は、縦 180mm×横 180mm×高さ 1,500mm 程度とする。

表示板の材質は、アルミ複合版に CG 印刷シートを貼る方法を採用する。ただし、風が強く、飛ばされた砂によって表示板が削られる箇所では、表示板の劣化対策が必要と考えられることから、アルミ板に高硬度印刷を施した方法を採用する（当麻乗越を想定）。

利用者が、早朝や夕方の薄暗い時間帯でも確認し易いように、反射テープを標柱の上部に設置することが望ましい。

誘導標識本体には、木材を使用する。木材には防腐処理を行う。

2) 表示方法

地点名は枠で囲う。

各地点において、表示板名に行き先（名称）を複数記載する場合は、視認できる文字の大きさとする。

標記は、日本語及び英語の 2 カ国語表記とする。

詳細は、別紙 1 のとおり。

標識地点からの向かう方向に矢印および大雪山グレード（利用体験ランク）のピクトを入れる。行き先表示した地点に向かう途中でグレードが高くなる場合は、地点名の下にピクトを入れる。

(2) 案内板

1) 構造

表示盤面の大きさは、必要な表示内容についてレイアウトを実施し、1.80m×0.90m程度とする。

表示盤面の設置高さは、視認しやすいように、表示盤面の中央で約 1.5m程度とする。

案内板本体には木材を使用する。

案内板に使用する木材には防腐処理を行い、腐朽しやすい支柱の地際部には銅版巻きを設置する。

2) 表示内容

トイレ、避難小屋、野営指定地、キャンプ場、大雪山グレード（利用体験ランク）については、ピクト表示を行う。

案内板の表示内容例は別紙 2、ピクト表示の例は別紙 3 のとおり。

登山する方への注意事項、登山のルールとマナーを表示する。登山のルールとマナーは、各地の実情に応じて記載内容を充実させる。

標記は、日本語及び英語の 2 カ国語表記とする。

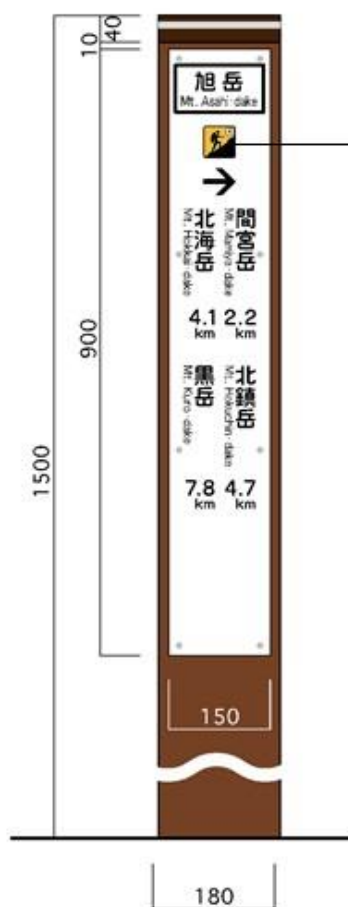
「自然公園公共標識の標準表示例 2015 年版（平成 27 年 10 月制定）」の案内図標識の項を基本とし、インフォメーションマーク、表題、主地図（特定のエリア）、副地図（広域図）、凡例、設置者表示を付ける。

（３）注意標識

利用者の安全確保のため、緊急的に設置する簡易な構造のもの（耐久年数が 2 ～ 3 年程度と思われるもの）については、構造は支柱と長方形の板面からなるものとし、素材は木材を基本とする。板面の記載はこげ茶色に白文字とし、特に注意喚起のため必要な場合は、適宜効果が高い配色、配字を選択する。

「自然公園公共標識の標準表示例 2015 年版（平成 27 年 10 月制定）」の「4 注意標識」を基本とし、茶色、白色及び黒色を使用するなど、大雪山国立公園管理運営計画書（令和 6 年 4 月、北海道地方環境事務所）7（1）1）（42,43 ページ）に記載の範囲内とする。

別紙1 誘導標識の表示方法



グレード	ピクトグラム
グレード5	
グレード4	
グレード3	
グレード2	
グレード1	

1-14
旭明水

1面表示 (2000シート貼り・アルミ板表示)
スパイラル軌道標



1-14-1
永山岳

1面表示 (2000シート貼り・アルミ板表示)
スパイラル軌道標



1-15
安足間岳分岐

4面表示 (両面表示用 (4770シート・761mm)
スパイラル軌道標



1-17
北嶺分岐

2面表示 (両面表示用 (4770シート・761mm)
スパイラル軌道標



別紙2 案内板の表示内容



標準的な例

1800 x 900



1800 x 900

登山のルールやマナーの記載内容を充実させた例

別紙3 ピクト表示の例



山小屋
Mountain Lodge



避難小屋
Shelter Hut



キャンプ指定地
Campground



ビジターセンター
Visitor Center



トイレ
Toilets



携帯トイレブース
Toilet Booth for using Plastic Bag

【資料４】関連法令等に基づく手続 主な所管者

機関	部署	所管事項	管轄区域
北海道 環境省 北海道地方環境事務所	大雪山国立公園管理事務所	国立公園全般 大雪山国立公園連絡協議会事務局 歩道事業執行	上川町
	大雪山国立公園管理事務所 東川管理官事務所		富良野市、東川町、美瑛町、 上富良野町、南富良野町
	大雪山国立公園管理事務所 上士幌管理官事務所		士幌町、上士幌町、鹿追町、 新得町
北海道 林野庁 森林管理局	上川中部森林管理署	土地所有（国有林） 保安林 歩道事業執行	上川町、東川町、美瑛町
	上川南部森林管理署		富良野市、上富良野町、南富良野町
	十勝西部森林管理署 東大雪支署		士幌町、上士幌町、鹿追町、 新得町
北海道 上川総合振興局	保健環境部環境生活課	歩道事業執行	富良野市、上川町、東川町、 美瑛町、上富良野町、南富良野町
	産業振興部林務課	保安林	
	南部森林室	土地所有（道有林）	上川町、東川町
北海道 十勝総合振興局	保健環境部環境生活課	歩道事業執行	士幌町、上士幌町、鹿追町、 新得町
	産業振興部林務課	保安林	
各市町	教育委員会・文化財担当部局	特別天然記念物	各市町の範囲

令和 7 年度登山道整備・維持管理実施予定について

環境省大雪山国立公園管理事務所

東川管理官事務所

上士幌管理官事務所

1. 大雪山国立公園大雪山縦走線道路（歩道）保全修復工事（ヒサゴ沼東区間）

■概要

当該歩道は、過去に北海道が整備してから 20 年以上が経過して老朽化が進み、利用上の支障のみならず、登山道の踏み外しや複線化など、自然環境にも影響を与えていると考えられます。そのため、環境省が当該登山道の管理を北海道から引き継ぎ、再整備を行うことを計画しておりました。当該登山道では、令和 4 年度に調査測量及び実施設計を終えていたところ、令和 7～8 年度に再整備工事实施を予定しています。

■区間

ヒサゴ沼避難小屋～ヒサゴ沼分岐 L=240m

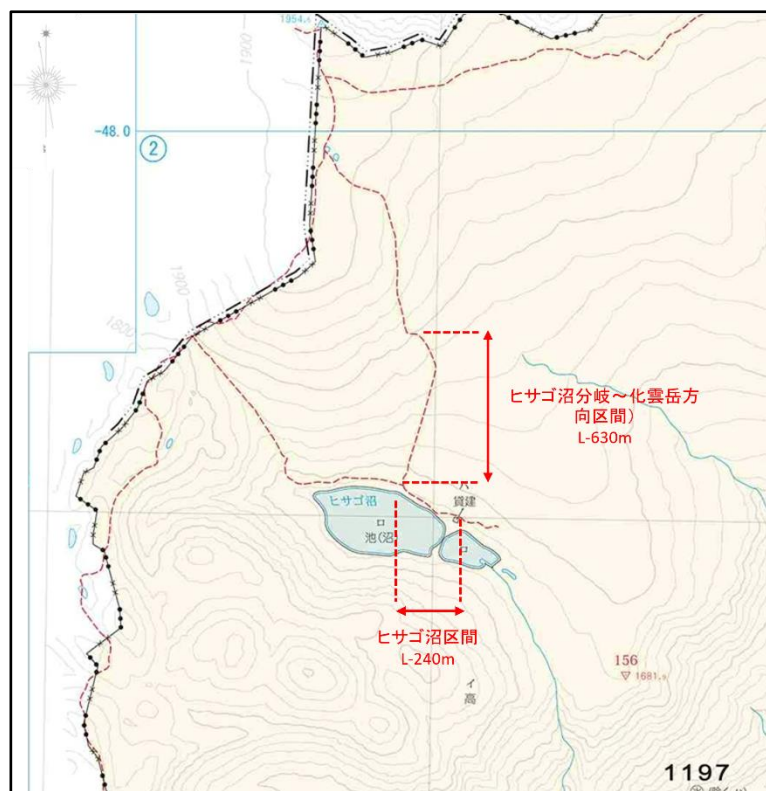
ヒサゴ沼分岐～化雲岳区間 L=630m

■内容

- ・木道工、ロープ柵工、木柵階段補修工
- ・登山道侵食箇所における床止工、法止工、分散排水工、土のう床止工

■工期（R7 年度予定）

令和 7 年 7 月 10 日～9 月末



2. 直轄歩道の維持管理

①層雲峡勇駒別線道路（歩道）、中岳裾合平線道路（歩道）

- ・中岳温泉～間宮岳分岐区間における崩落、荒廃区間について補修（導流工、土留工施工）

②愛山溪北鎮岳線道路（歩道）

- ・三十三曲分岐～沼ノ平分岐区間の木柵・石積等の補修

③松仙園線道路（歩道）

- ・ニノ沼周辺の泥濘・侵食箇所の補修（飛木道工の施工等）、登山口付近の侵食箇所の補修
- ・次年度に使用する補修資材のスノーモバイルでの運搬

④沼ノ平姿見の池線道路（歩道）

- ・沼ノ平分岐～当麻乗越区間の侵食箇所の補修（飛木道工の施工等）
- ・当麻乗越下～ピウケナイ沢区間のササ払い
- ・ピウケナイ沢～裾合分岐手前区間の木道破損個所の補修
- ・次年度に使用する補修資材のスノーモバイルでの運搬

⑤トムラウシ山線歩道（歩道）

- ・倒木処理等の歩道維持管理



ヒサゴ沼避難小屋、野営指定地 を利用されるかたへ

令和7年7月10日～9月30日
ヒサゴ沼周辺登山道工事しています

工事作業員も避難小屋、野営指定地を利用します。
譲り合って、ご利用をお願いします

工事期間中、避難小屋は急病人や体調の悪い利用者に優先的に利用いただけますようご配慮をお願いいたします。

ヘリコプターの離着陸があります

資材運搬やヘリコプターの離着陸があり、ご不便をおかけしますが、ご協力よろしくお願いいたします。

**Hisagonuma ponds camp area
under the constructions**

July10th~September 30th

Hikers can use campsite and refuge hut.
When there are many users, please share with
others. Thank you for your cooperation.

大雪山国立公園管理事務所・北海道十勝総合振興局

2025 年度の登山道調査予定

北海道大学大学院地球環境科学研究院

(1) 登山靴底の違いおよびトレッキングポール使用の違いによる登山道への影響調査：大雪山国

立公園における現場実験

目的：登山靴底の種類およびトレッキングポール使用の有無・キャップの有無の条件の違いが、登山道の侵食に与える影響を現場で明らかにすることを目的として調査を実施させていただきたい。

調査日程：2025年6月30日(月)～7月2日(水)

調査場所：東川町湯駒別の国有林（クロカンコース）の3カ所(当日の状況によって2カ所にする可能性あり) * 入山許可およびドローン飛行許可申請準備中

調査者：渡辺悌二，早川裕一，王婷

調査補助：北大大学院生4名

調査方法：(1) 5～6メートルの長さの登山道区間を6区間設定し，それぞれの区間で (a)裸足，(b)長靴，(c)トレールランニングシューズ，(d)トレッキングシューズ(トレッキングポー

ルの使用なし), (e)トレッキングシューズ(キャップ付きのポールを使用), (f) トレッキングシューズ(キャップなしのポールを使用)の状態でそれぞれ700往復する。(2)歩行の前後および途中で登山道表面の形態をiPhone LiDARを用いて3次元図化し, 登山靴底の違いとポール使用時のキャップの有無が登山道の形態変化(侵食)にどれだけの影響を与えるかを明らかにする。(3)調査場所の概要の記録のためにドローンを用いて上空から全体の写真撮影を行う。

調査機材: iPhone, RTK2 GNSSユニットReach RX, DJI Matrius300

(2) ドローンを用いた黒岳一室周辺の登山道侵食状況の図化 (継続調査)

目的: 長年にわたって観測している登山道侵食状況のアップデートを目的として調査を実施させていただきたい。

調査日程: 2025 年 7 月下旬を予定

調査場所: 黒岳石室周辺の登山道 * 入山許可およびドローン飛行許可申請準備中

調査者: 渡辺悌二, 王婷

調査機材: DJI Mavic3M, D-RTK GNSSモバイルステーション

2025 年 6 月 26 日

2025 年 大雪山における調査計画

北海道大学大学院農学研究院

愛甲哲也

修士 1 年 粒来綾香

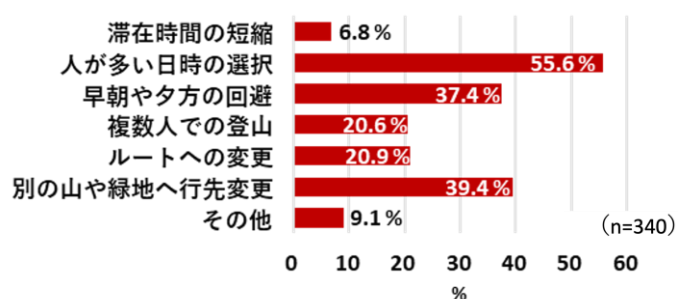
・ 裾合平，雲の平の補修箇所の植生モニタリング（継続）

これまで補修が行われた箇所での植生の回復状況の記録，写真撮影を実施する。7 月中旬から下旬。グレーチングした箇所も何カ所か新たに定点を設ける。



・ 登山者のヒグマへの認識，対応状況の意識調査

登山者のヒグマに対する認識や対応状況，行動変化の可能性について意識調査を実施する。黒岳，旭岳，高原温泉などの主要な登山口で，7 月～9 月に，下山者にアンケートの回答用紙と返送用封筒を配布し、郵送による回収を行う。また、アンケート回答用紙には QR コードを記載し、Web 上での回答も可能とする。



ヒグマ出没による行動変化（札幌市の例）

北海道大学大学院農学研究院

花卉・緑地計画学研究室

電話 011-706-2452

tetsu@agr.hokudai.ac.jp

大雪山国立公園連絡協議会
表大雪地域登山道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理部会規約

(趣 旨)

第1条 本規約は、大雪山国立公園連絡協議会規約第10条第1項の規定に基づき、表大雪地域登山道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理部会の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本部会は、大雪山国立公園内の登山道の荒廃等の課題及びその対策について関係者で協議し、もって登山道の適正な維持管理に資することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 登山道の整備及び維持管理並びにそれに関連する登山道の利用や登山道周辺の自然環境等に関する情報交換、連絡調整
- (2) 登山道の荒廃等の課題及びその対策に必要な事業
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 本部会は、別表に掲げる構成員及びオブザーバーをもって構成する。また、必要に応じて、検討の方向性を示し有効な議論を導くための役割をとして、コーディネーターをおくものとする。

(大雪山国立公園連絡協議会への出席)

第5条 本部会の構成員は、大雪山国立公園連絡協議会に出席し、第3条に規定する事業の報告や意見を述べる。

- 2 前項の出席者は2名以内とし、部会において選任する。任期は1年とする。

(運 営)

第6条 本部会は、事務局が招集し、事務局員が議事進行を務める。

- 2 本部会を年2回程度開催し、必要に応じて随時、臨時部会を開催する。

(事務局)

第7条 表大雪地域登山道維持管理部会の事務局を大雪山国立公園管理事務所に、東大雪地域登山道維持管理部会の事務局を上士幌管理官事務所に置く。

- 2 事務局は、会の庶務を行う。
- 3 表大雪地域登山道維持管理部会の事務局員は大雪山国立公園管理事務所及び東川管理官事務所職員が、東大雪地域登山道維持管理部会の事務局員は上士幌管理官事務所職員がその任にあたる。た

だし、事務局の業務を請負することを妨げない。

4 事務局員は、大雪山国立公園連絡協議会に出席し、第5条第1項に基づき出席する者を補佐する。

(会 計)

第8条 本部会の運営及び事業の実施に必要な経費は、大雪山国立公園連絡協議会の経費を充てる。

(その他)

第9条 本部会は、大雪山国立公園内の登山道の適正な維持管理のために、関係するその他の協議会との連携及び協力を図る。

付 則 この規約は令和2年6月8日から施行する。

付 則 この規約は令和2年11月4日から施行する。

付 則 この規約は令和3年5月14日から施行する。

付 則 この規約は令和4年5月13日から施行する。

付 則 この規約は令和6年5月17日から施行する。

付 則 この規約は令和7年5月9日から施行する。

表大雪地域登山道維持管理部会

構成員

分野	名称
関係行政機関	北海道地方環境事務所 上川中部森林管理署 上川南部森林管理署 北海道上川総合振興局 富良野市 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 南富良野町
維持管理関係団体 利用・環境教育関係団体	Asahidake trail keeper NPO 法人かむい NPO 法人大雪山自然学校 勤労者山岳連盟（道央地区） 合同会社北海道山岳整備／一般社団法人大雪山・山守隊 山樂舎 BEAR 層雲峡ビジターセンター 大雪山倶楽部 大雪山国立公園パークボランティア連絡会 TREE LIFE 富良野山岳会 北海道山岳ガイド協会（表大雪地区）
自然保護関係団体	大雪と石狩の自然を守る会 山のトイレを考える会
調査・研究関係	山岳レクリエーション管理研究会 北海道大学 渡邊 悌二名誉教授 北海道大学大学院農学研究院 愛甲 哲也教授 福山市立大学都市経営学部都市経営学科 澤田 結基教授

オブザーバー

分野	名称
維持管理関係団体 利用・環境教育関係団体	旭川勤労者山岳会 ガイドオフィス風 株式会社りんゆう観光

	上川山岳会 上富良野十勝岳山岳会 黒松内銀竜草の会 公益社団法人日本山岳会北海道支部 美瑛山岳会 ワカサリゾート株式会社
自然保護関係団体	北海道高山植物保護ネット
調査・研究関係	

※関係行政機関以外は、分野ごとに 50 音順

東大雪地域登山道維持管理部会

構成員

分野	名称
関係行政機関	北海道地方環境事務所 十勝西部森林管理署東大雪支署 北海道十勝総合振興局 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町
維持管理関係団体 利用・環境教育関係団体	NPO 法人かむい NPO 法人ひがし大雪自然ガイドセンター 合同会社北海道山岳整備／一般社団法人大雪山・山守隊 山樂舎 BEAR 新得山岳会 大雪山国立公園パークボランティア連絡会 十勝山岳連盟
自然保護関係団体	
調査・研究関係	北海道大学 渡邊 悌二名誉教授 北海道大学大学院農学研究院 愛甲 哲也教授 福山市立大学都市経営学部都市経営学科 澤田 結基教授

オブザーバー

分野	名称
維持管理関係団体 利用・環境教育関係団体	株式会社北海道ネイチャーセンター 公益社団法人日本山岳会北海道支部 北海道山岳ガイド協会（東大雪地区） ボレアルフォレスト
自然保護関係団体	
調査・研究関係	

※関係行政機関以外は、分野ごとに 50 音順